管外旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 藤井寺工科高等学校 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが５件あった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 人数 | 精算日 | | 石川県 | 令和元年８月５日から  同月８日まで | 39,480円 | １人 | 令和元年10月１日 | | 東京都 | 令和元年８月９日から  同月12日まで | 56,880円 | １人 | 令和元年９月30日 | | 千葉県 | 令和元年８月８日から  同月11日まで | 52,440円 | １人 | 令和元年９月30日 | | 千葉県 | 令和元年８月８日から  同月11日まで | 52,280円 | １人 | 令和元年９月30日 | | 東京都 | 令和元年８月10日から  同月11日まで | 39,180円 | １人 | 令和元年９月30日 | | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  一 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 | | 是正を求められた事項について、職員に対し精算の必要性について周知徹底を行うとともに、支出命令者による確認を徹底することとした。  今後は、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年１月14日から同年２月26日まで）

管外旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 岸和田支援学校 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、当該行為を怠り、未精算となっているものが２件あった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 人数 | 旅費支給日 | | 兵庫県洲本市 | 令和元年８月28日から同月29日まで | 29,090円 | ２人 | 令和元年９月30日 | | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。  【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  一 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。  【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。 | 是正を求められた事項について、職員に対して精算の必要性について周知徹底を行った。  　また、支出命令起案時に精算のチェック欄を設けることにより担当者の精算漏れをなくすとともに、精算の起案時において支出命令伺を併せて回付しダブルチェックすることにより、チェック機能を強化する。  　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年１月14日から同年２月26日まで）